



困ったら一人で悩まずお気軽に行政相談を！

「行政相談制度」は、役所の仕事に関する苦情や要望等をお受けして、その解決を促進するとともに、皆さんの声を行政に役立てるものです。

総務省では、このことを広く国民の皆様にご利用していただくため、毎年6月、10月に行政相談週間を定め、行政相談所等を開設しています。

■相談内容：(無料・秘密厳守です)

国の役所の仕事や独立行政法人・特殊法人の仕事のほか、県や市町村が国から委託されていたり、国の補助を受けて行っている仕事について

- 説明に納得できない
- どこに相談したらいいのかわからない
- なぜ、このようになっているのか
- 処理が遅い
- 直接は苦情を申し出にくい

など、なんでもお気軽にご相談下さい。

■相談方法：宮古島市では、総務大臣から行政相談委員に委嘱された相談員5名が、皆さんの相談に応じています。

【行政相談委員】真壁恵修 吉永洋子 前里裕紀 洲鎌菜保子 平良紀和子

■日程

地区(場所)	日時	行政相談員
平良地区 (宮古島市役所)	6月14日(水) 13:30~16:00	委員全員
城辺地区 (城辺公民館)	6月15日(木) 13:30~16:00	洲鎌菜保子 吉永洋子
上野地区 (上野公民館)	6月15日(木) 13:30~16:00	真壁恵修 前里裕紀
下地地区 (旧下地庁舎1階)	6月16日(金) 13:30~16:00	洲鎌菜保子 吉永洋子
伊良部地区 (伊良部公民館)	6月16日(金) 13:30~16:00	真壁恵修 前里裕紀 平良紀和子

また、沖縄行政評価事務所でも、下記のとおり電話等で相談を常時受け付けています。

- 沖縄行政評価事務所 きくみみ沖縄
行政苦情110番 ☎098-867-1100
- ※休日・祝日・平日の17:15~翌8:30までは留守番電話で対応
- 相談受付FAX:098-866-0158



問 地域振興課 ☎73-4905



税務課資産税調査係からのお知らせ

相続人代表者指定届について

賦課期日(1月1日)以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方を相続人の中から指定して頂くことができます(地方税法第9条の2)。

相続人のうちのひとりに、「**相続人代表者指定届(兼固定資産現所有者申告書)**」を送付しますので、相続人にてご確認の上、ご提出をお願いいたします。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者(以下「相続人」といいます。)の方がその納税義務を承継することとなります(地方税法第9条)。

相続人の把握のために、相続人のうちのひとりに、「(相続人代表者指定届兼) **固定資産現所有者申告書**」(同法第384条の3及び宮古島市税条例第74条の3)を送付しますので、相続人にてご確認の上、ご提出をお願いいたします。

固定資産の使用者課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課することができます(地方税法第343条第5項)。

当該固定資産の使用者を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることがあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

固定資産納税通知書及び納付書送付について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者(以下「相続人」といいます。)の方がその納税義務を承継することとなります(地方税法第9条)。

本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、賦課期日までに不動産の相続登記が完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することとなります(地方税法第9条第4項)。

納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人にてご確認の上納付をお願いいたします。

なお、本市の相続人調査状況により、相続人のうちの一部の方への送付(納期限2期(7月31日)以降での送付含む。)となる場合がありますので、ご了承ください。

問 税務課 資産税調査係 ☎72-3751 (内線2448、2451)



住宅のリフォーム工事費を一部補助します

市内の施工業者を利用し、自らの居住する住宅の20万円以上のリフォーム工事に対して補助金を交付します。



■補助対象

補助金申請後、交付決定を受けてから着手する工事で、来年の1月末までに工事完了及び実績報告が提出できる方

※既にリフォーム工事に着手及び工事完成の住宅は補助対象外

■補助額 補助対象工事費の20%(上限額40万円)

■対象改修工事

- ①バリアフリー改修工事
- ②省エネ改修工事
- ③空き家改修工事
- ④耐久性等を向上させる改修工事
- ⑤子育て支援改修等工事
- ⑥テレワークの推進改修等工事



■申請期間 6月1日(木)~14日(水)

午前9時~午後5時まで(12時~13時はお昼休み)

※申請多数の場合は抽選です。

※申請には必要書類が多数ありますので事前にご相談ください。

詳しくは市ホームページより「宮古島市緊急経済対策住宅ストック活用支援事業補助金交付要綱」をご覧ください。

なお、宮古島市ホームページに補助金交付要綱等を掲載していますので、ご利用下さい。

問 建築課 住宅企画係 ☎79-9671



令和5年 緑の募金協力へのお礼

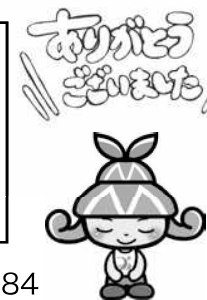
この度は「緑の募金」への心温まるご協力ありがとうございました。集まりました募金は、身近な緑づくりに活用するほか、貴重な水資源を確保するための森林整備など、緑の環境を守り育てるために活用させていただきます。

～緑の募金協力団体～

- ◆自治会 ◆学校
- ◆企業等 ◆国・県関係
- ◆市役所

合計:4,382件 ¥1,746,730

問 みどり推進課 ☎72-9784



-MIYAKOJIMA CITY INFORMATION-

納税のお知らせ

納期限:6月30日(金)

- ・市県民税1期
- ▶納税課 収納管理係 ☎72-3751



相談コーナー

国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時

6月8日(木)、22日(木)
17時15分~18時45分

- ・場所:市役所1階 国民健康保険課
- ・お問合せ:国民健康保険課 ☎73-1973

ふれあい総合相談支援センター

- ・毎週 月~金 (祝祭日除く)
- ・受付時間 8時30分~17時
- ・場所:社会福祉協議会 ☎72-3193



無料人権相談

- ・6月20日(火) 13時半~16時
場所:市役所1階 地域振興課
- ・6月8日(木) 14時~16時
場所:下地公民館(旧保健センター)
お問合せ:地域振興課 ☎73-4905

女性相談室

- ・毎週 月~金 9時~17時
- ・場所:市役所1階 家庭保健課 ☎73-1947

消費者相談窓口

- ・平日:10時~12時/13時~16時
- ・場所:市役所1階 地域振興課 ☎73-2695
- ・消費者ホットライン☎188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

- ・日時:6月14日(水)、28日(水)
18時~20時 ※要予約
- ・場所:市役所1階 地域振興課
- ・お問合せ:地域振興課 生活安全係 ☎73-4905